

霧島市景観計画

概要版

大自然と人の営みがつくる
地域魅力の織りなす美しい霧島市

霧島市

平成24年9月

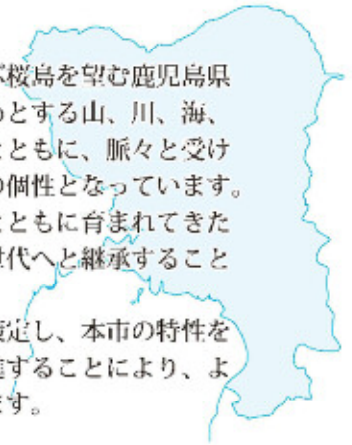
平成29年4月改定

景観計画策定の背景と目的

本市は、北に雄大な霧島連山を、南に穏やかな錦江湾とそこに浮かぶ桜島を望む鹿児島県本土のほぼ中央に位置するまちで、北部、南部の国立公園区域をはじめとする山、川、海、温泉などの多彩で豊かな自然に恵まれています。これらの豊かな自然とともに、脈々と受け継がれてきた人々の営みは地域固有の景観を形成し、それぞれの地域の個性となっています。

このように、景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら、次の世代へと継承することが求められています。

そのため、本市では、景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取り組みを推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを口指します。



届出が必要となる行為

本市では、錦江湾から北部の霧島連山をはじめとした山々まで、多様な景観特性を有していることをふまえ、市全域を景観法に基づく景観計画区域とします（地先公有水面を含む）。

また、今後、住民・事業者と行政が一体となって、地域の特徴ある景観を活かすため、きめ細やかな規制・誘導を進めていくエリアを「育成地区」と位置づけ、景観計画への反映又は景観地区、地区計画等による保全・形成に取り組むことを目指します。

区分	対象行為	規模
一般 地域	ア) 建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	○高さ 12m超若しくは地上 4 階以上、又は延べ面積 1,000 m ² 超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積※ ¹ の合計が全体見付面積の 1 / 2 以上のもの
	イ) 工作物の新設・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	○高さ 10m超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積※ ¹ の合計が全体見付面積の 1 / 2 以上のもの ○太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの
	ウ) 開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更	○行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの
	エ) 土石の採取・鉱物の掘採、木竹の伐採、屋外における物件の堆積	○行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの
	オ) 外観照明の新設・改設等	○ア) 及びイ) の外観に設置する照明
育成 地区	ア) ~ オ) の行為	○原則として、全ての行為（建築物等の増改築等では、10 m ² 未満は除く。ただし、地区の実情に応じて、詳細な行為について定めることとする）

※1 見付面積とは、建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積です。

※2 国立公園の特別地域、特別保護地区又は海城公園地区における自然公園法に基づく許可を要する行為については、景観法に基づく届出は不要です。

【対象となる工作物】

- ① 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- ⑨ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ⑪ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
- ⑫ 太陽光発電設備
- ⑬ その他市長が指定するもの

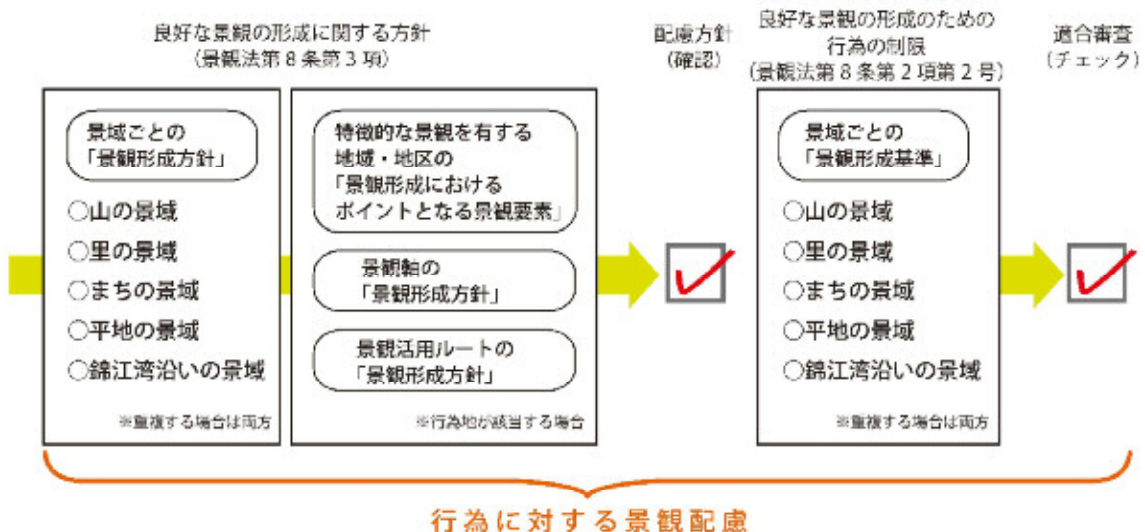
◆「育成地区」と適用される基準について◆

「育成地区」とは、特徴的な景観を有している地域・地区のうち、住民・事業者と行政が一体となって特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域です。

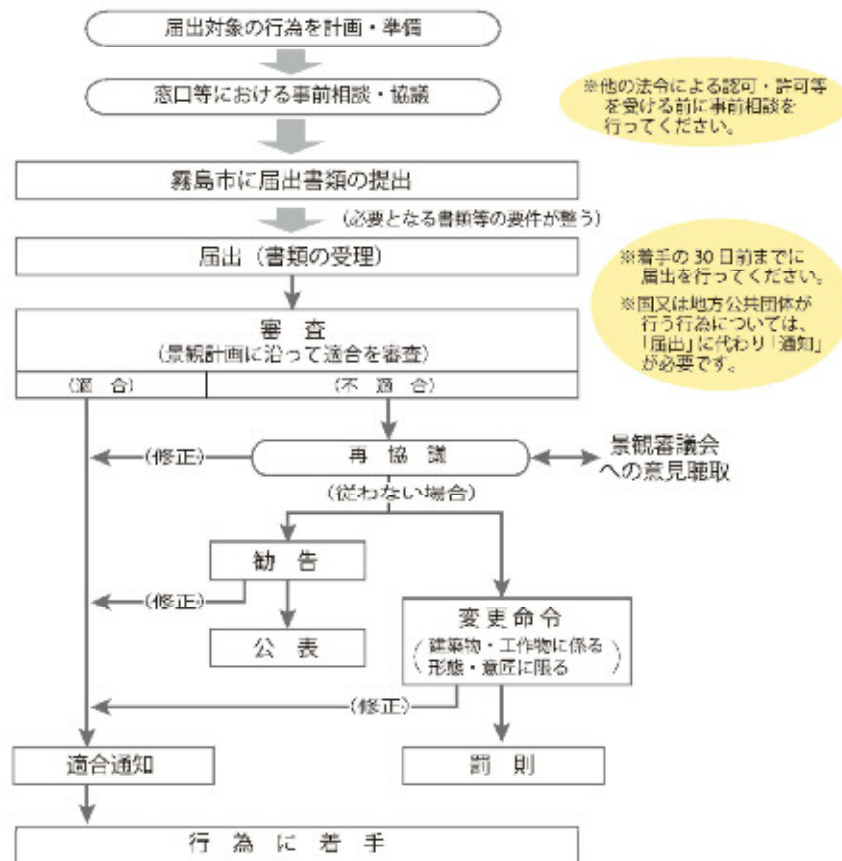
地区住民等との協議をふまえて指定を行い、別途定める地区ごとの景観形成基準により、さらにきめ細やかな規制・誘導を推進します。

景観形成の考え方～配慮の考え方～

個々の行為を行うにあたり、「景観形成の基本方針」及び「地域区分別の景観形成方針」の内容に沿ったものとなるよう配慮を求めることを大前提とし、具体的な内容については、景観を形成している「ゾーン」別に定めた「一般基準」に示す内容に照らし合わせながら、地域になじむ良好な景観形成につながるよう個別の行為に対して配慮を求めます。



届出の流れ



良好な景観の形成に関する方針

各地域の景観特性に応じ、市域を【1】景域（同じ景観特性を持つ大きな領域）、【2】景観軸・景観活用ルートに区分し、それぞれについて以下のように景観形成方針を定めます。

【1】景域別の景観形成方針



◆山の景域

- 活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリアです。
- 樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。

◆里の景域

- 彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリアです。
- 農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。

◆まちの景域

- 市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリアです。
- 広がりのある国分平野のなかに形成された市街地として、天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。
- 特に商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。

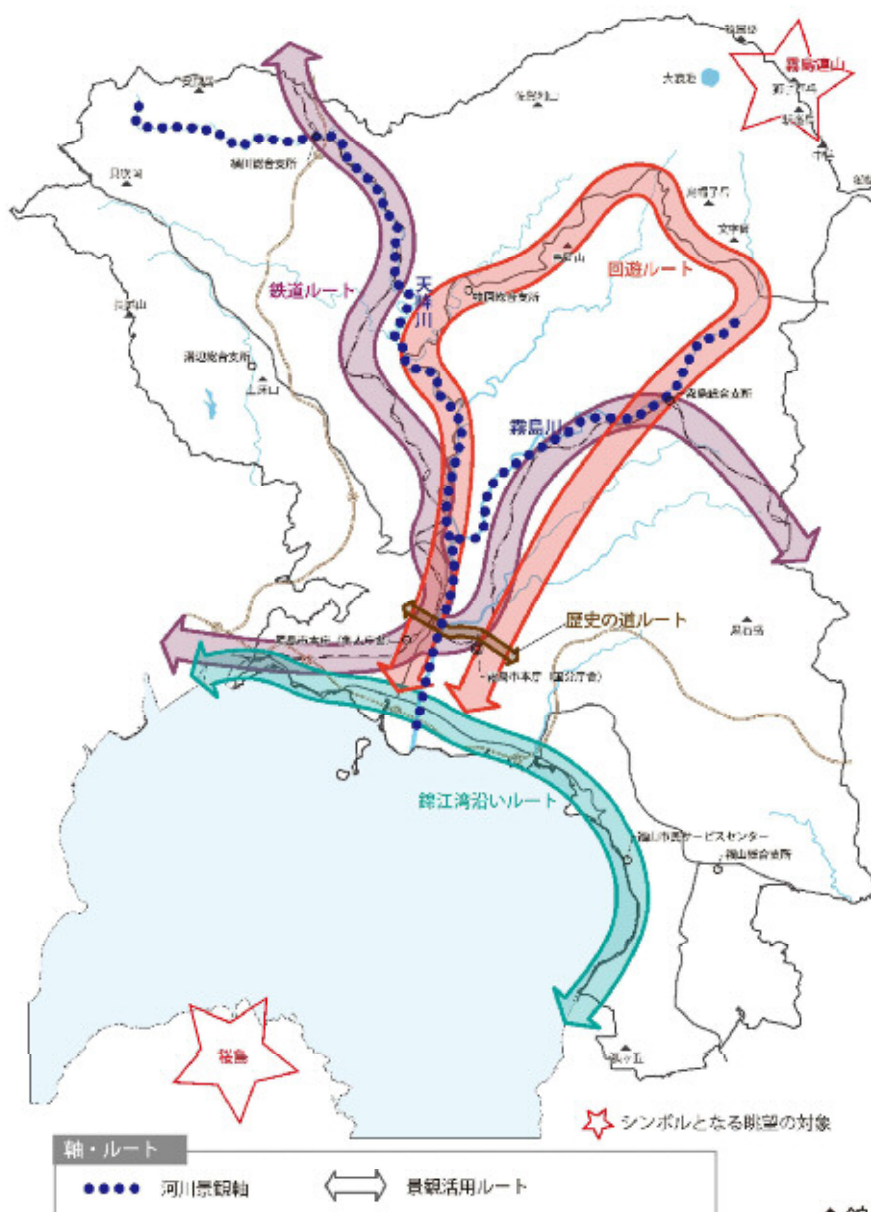
◆平地の景域

- 広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリアです。
- 大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。

◆錦江湾沿いの景域

- 錦江湾の海辺に面するエリアです。
- 海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。

【2】景観軸・景観活用ルート別の景観形成方針



景観軸

◆河川景観軸

- 天降川及び霧島川沿いでは、自然の創り出した美しい渓谷や清流と樹林地がつくる景観、川沿いの田園景観など、その流れとともに多様な景観が見られます。
- このように上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。

景観活用ルート

◆鉄道ルート

- 市街地と北部及び東部の山間地をつなぐルートであり、車窓からは市街地のまちなみや美しい樹林地、谷間に広がる田園など、その移動に伴い変化に富んだ景観を見ることが出来ます。
- 本ルートでは、鉄道の車窓という、日常よりも少し高い視点から、その沿線を見渡すことができるという特性があります。
- これらの特性をふまえ、沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。

◆錦江湾沿いルート

- 錦江湾沿いのルートであり、田園や市街地、海岸線に迫る丘陵地など移動に伴い変化する沿線の景観とともに、錦江湾や桜島への眺望を連続的に見ることが出来ます。
- 特に、東九州自動車道では、一般道よりも高い視点から、その沿線を見渡すことができるという特性があります。
- これらの特性をふまえ、錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。

◆歴史の道ルート

- 国分の城山の麓から府中を経て、鹿児島神宮へとつながるルートであり、周辺には舞鶴城下町や大隅国府跡、大隅正八幡宮関連遺跡群など多くの歴史的な地域資源が分布しています。
- このような特性をふまえ、地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。

◆回遊ルート

- 市街地と各地域の温泉郷や霧島神宮などをつなぐ重要な回遊ルートであり、市街地の景観から自然景観まで多様な景観を見ることができるとともに、周辺には多くの地域資源が分布しています。
- 移動に伴い、本市のシンボリックな景観要素である霧島連山や桜島への眺望が開けるのも特徴です。
- これらの特性をふまえ、美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。